

③ 予算の枠組み

事業名	国の負担、補助に係る適用法	国の負担率・補助率	創設年度
●特定多目的ダム建設事業	河川法第59条、第60条第1項、第96条、特定多目的ダム法第8条、沖縄振興特別措置法第107条第4項	大規模事業 ^(注2) 7/ 10 一般事業 ^(注3) 2/ 3	S32～
●直轄河川総合開発事業	河川法第59条、第60条第1項、第96条、沖縄振興特別措置法第107条第4項	〃	S26～
●直轄流況調整河川事業	〃	〃	S47～
●直轄堰堤維持事業	河川法第59条、第60条第1項、第96条、沖縄振興特別措置法第107条第8項	5. 5/ 10 ^(注4)	S32～
●直轄堰堤改良事業	河川法第59条、第60条第1項	大規模事業 ^(注2) 7/ 10 一般事業 ^(注3) 2/ 3	H17～ ^(注10)
●直轄総合水環境整備事業 ^(注1)	〃	1/ 2	H17～ ^(注11)
●建設事業	水資源機構法第21条第1項	大規模事業 ^(注2) 7/ 10 一般事業 ^(注3) 2/ 3	S37～ S42～
●管 理	水資源機構法第22条第1項	5. 5/ 10	
●補助多目的ダム建設事業	河川法第60条第2項、第62条、第96条、沖縄振興特別措置法第105条第1項、奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項	(一級河川) ^(注5) 大規模事業 5. 5/ 10 一般事業 1/ 2 (二級河川) 1/ 2 ^(注6)	S15～ ^(注12)
●補助治水ダム建設事業	〃 水源地域対策特別措置法第9条第1項	〃 3/ 4	S42～
●補助堰堤改良事業	地方財政法第16条・河川法第60条第2項・河川法第96条・河川法第62条・沖縄振興特別措置法第105条第1項	4/ 10 ^(注7) 1/ 3 ^(注8) 1/ 2 ^(注9)	S47～

●：建設事業 ●：管理

(注1) 都市水環境整備事業で実施
(注2) 大規模事業：公共費120億円を超えるもので、かつ右表に該当するもの
(注3) 北海道は5.5/10、沖縄は5.5/10
(注4) 北海道は7/10、沖縄は9.5/10
(注5) 北海道の大規模事業は7/10、一般事業は2/3
(注6) 北海道は5.5/10、奄美は4/10、沖縄は9/10
(注7) 補助率4/10の事業：堰堤改良事業、当年発生災害復旧事業
(注8) 補助率1/3の事業：河道整備事業、貯水池保全事業
(注9) 補助率1/2の事業：ダム施設改良事業
(注10) 平成16年まで直轄ダム施設改良事業で実施
(注11) 平成16年まで直轄ダム周辺環境整備事業で実施
(注12) 昭和25年度までは河水統制事業で実施

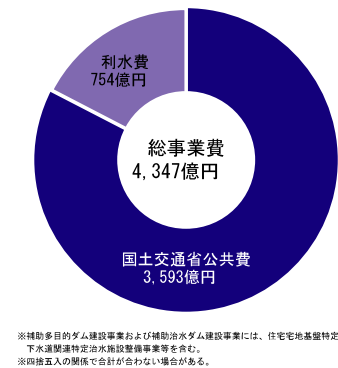
区 分	基 準
ダム	総貯水容量800万 ³ m以上
湖沼水位調節施設	全て
導水路、放水路又は捷水路	長さ750m以上
遊水地	面積150ha以上(全体)
堰又は床止め	長さ150m以上

※ただし、北海道は8.5/10、沖縄は9.5/10の固定

18 平成19年度実施状況

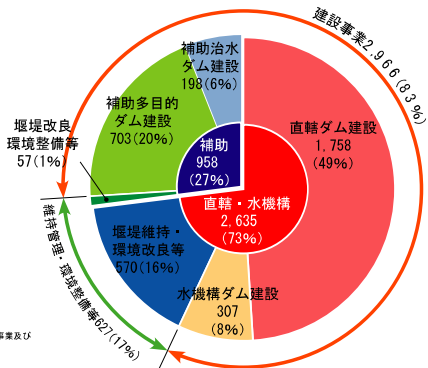
① 予算制度の仕組み

■ダム事業に関する予算（平成19年度）



※補助多目的ダム建設事業および補助治水ダム建設事業には、住宅地帯基盤特定治水施設等整備事業及び下水道関連特定治水施設整備事業等を含む。
※向掛五入の順目で合計が合わない場合がある。

■国土交通省公共費の内訳（単位：億円）



■日本の全ダム数

完成ダム数	建設ダム数	全ダム計
2,545	245	2,790

※出典「ダム年鑑2007」（〈財〉日本ダム協会）
※完成ダムとは2005年3月31日までに完成したダム、建設ダムとは2005年度現在、調査中あるいは工事中のダムである。
※ここで集計しているダムは高さ15m以上、堤高15m以上のダム及び河口堰である。

■河川総合開発事業概要

（1）ダム数一覧表

区 分	平成18年度まで 完成箇所		平成19年度施行箇所		
	事業数	ダム数	建設工事 事業数	実施計画調査 事業数	計 事業数
直轄ダム	92	97	41	11	52
多目的ダム	79	83	31	5	36
流況調整河川	1	1	2	0	2
河川総合	12	13	8	6	14
機構ダム	28	29	8	0	8
補助ダム	361	390	100	7	107
多目的ダム	272	299	70	2	72
治水ダム	89	91	30	5	35
計	481	516	149	18	167

(注) 1. ダム数には、ダムの他、堰、湖沼開発、遊水地、流況調整河川事業、水利用高度化事業、ダム群連携事業等を含む。
2. 表中の補助ダムに関する事業数、ダム数については、生活貯水池整備事業も含んでいる。なお平成19年度には、生活貯水池整備事業として30事業を施行する。（平成18年度までに、49事業が完成している。）
3. 本表で対象とするダムは、河川総合開発事業として施行されたダム、あるいは施行中のダムであり、ダムの目的として洪水調節、あるいは維持流量の補給を行っている全てのダムを含む。
4. 各事業におけるダム数のカウント(1事業で複数ダムを扱う事業)にあたっては、ダムの新設の他に、以下についても1ダムとしてカウントする。
○ 堤岸崩上げ・放流設備増強などのダム本体に対する改造を行うダム。
○ 排砂バイパスなどのダム本体に対する付帯工事の追加するダム。
なお実施計画調査段階で、該時点ではダム本体に対する改造やダム本体に対する付帯工事の発生が未定であるダム(ダム群再編事業など)については、ダム数にはカウントしない。
5. 完成ダムの再開発事業(放流設備の増強、貯水池掘削、ダムの嵩上げなど)については、管理事業と再開発事業が並行して施行されているため、完成ダムと施行中ダムの両方にカウントする。

(2) 完成ダムによる整備効果一覧表(平成18年度まで)

区 分	直 轄	機 構	補 助	計	
ダム数	97	29	390	516	
治水容量(百万m ³)	2,631	796	1,975	5,402	
発電最大出力(万KW)	503	70	148	721	
有効貯水容量(百万m ³)	6,366	3,833	3,541	13,740	
開発水量	水道用水(億m ³ /年)	37,0	50,0	31,2	118,2
	工道用水(億m ³ /年)	11,2	25,2	17,6	53,9
	農業用水(億m ³ /年)	51,5	9,9	24,9	86,2

(3) 平成19年度施行ダムによる整備効果一覧表

区 分		直 轄	機 構	補 助	計
ダム数		58	8	119	185
治水容量(百万m³)		1,274	220	424	1,918
発電最大出力(万KW)		142.1	15.8	0.7	158.5
有効貯水容量(百万m³)		2,712	720	746	4,178
開発水量	都市用水(億m³/年)	15.4	6.4	3.2	24.9
	農業用水(億m³/年)	18.9	0.0	5.5	24.4

(注) 1. ダム数には、ダムの地、環、湖沼開発、遊水地、流況調整河川事業、水利用高度化事業、ダム貯連携事業等を含む。
2. 表中の補助ダムに関する事業数、ダム数については、生活貯水池整備事業も含まれている。なお平成19年度には、生活貯水池整備事業として30事業を施行する。(平成18年度までに、39事業が完成している。)
3. 都市用水(水道用および工業用水)の開発水量の算定にあたっては、原則として、ダム計画上の最大開発水量(m³/s)に開発期間(1年間)を乗じることで算出している。ただし、ダム計画上、前期に比した開発水量に大きな差がある場合(洪水期と非洪水期など)については、前期ごとの開発水量を積み上げて、年別開発水量を算定している。
4. 農業用水の開発水量の算定にあたっては、原則として、ダム計画上の最大開発水量(m³/s)に開発期間(かんがい期)を乗じることで算出している。ただし、ダム計画上、前期に比した開発水量に大きな差がある場合(かんがい期)の開発水量が月ごとにより異なる場合・非かんがい期にも、別途、開発水量を持つ場合など)については、前期ごとの開発水量を積み上げて、年間開発水量を算定している。
5. 平成19年度施行ダムによる整備効果については前年度(平成19年3月31日時点)であり、今後変更も有り得る。
6. 三機五入の整備で合計が合わないところがある。



横川ダム(北陸地方整備局)



灰塚ダム(中国地方整備局)



滝沢ダム(水資源機構)



徳山ダム(水資源機構)



忠別ダム(北海道開発局)



胆沢ダム(東北地方整備局)